

## 西部療育センターの詳細について

### <役割>

#### ○目的

心身障がい児の総合的な療育を行い、心身障がい児及びその家族の福祉の向上を図る

#### ○事業内容

◇相談、診断及び評価・判定に関する業務

診療科目：小児科，リハビリテーション科，精神科

◇心身障がい児に対する療育に関する業務

・児童発達支援センターの運営

定員：70名

対象：知的障がい・発達障がい・肢体不自由児（医療的ケアを伴う場合を含む）

形態：親子通園（肢体不自由児：1歳児＝週1日，2歳児＝週2日，3歳児＝週3日，4歳児＝週5日，知的障がい児：1～2歳児＝週1～2日）

単独通園（肢体不自由児：5歳児＝週5日，知的障がい児：3～5歳児＝週5日）

・障がい児相談支援，特定相談支援

・保育所等訪問支援

・居宅訪問型児童発達支援

◇広報，啓発事業（公開講座，出前講座，ホームページ運用，機関誌発行）

◇地域交流活動に関する業務（施設開放，実習受入，ボランティア講座，イベント開催）

※「障がい児等療育支援事業」「障がい児保育訪問支援事業」「私立幼稚園障がい児支援事業」を別途委託

#### ○特色（民間事業所との違い）

医師及び看護師を配置し，児童発達支援センター及び診療所，一般相談機能を併せ持つ療育センター。

知的障がい児，肢体不自由児を対象とし，相談から診断，外来や通園による療育まで，総合的に支援を行っている。また，1歳児からの親子通園クラスを設け，保護者も含めた支援を行い，加えて，医療的ケアを伴う障がい児の受け入れも行い，早期療育の実現に取り組んでいる。

これらの取組みは，民間の児童発達支援センターでは，人員を確保できないことや費用が掛かること，ノウハウが無いこと等の理由から，行えていない。

### <実績（人数）>

	27年度		28年度		29年度	
	延べ	月平均実人数	延べ	月平均実人数	延べ	月平均実人数
通園	15,502	114	15,205	109	15,116	107
知的	親子	1,661	1,292	951		
	単独	12,030	12,218	12,539		
肢体	親子	677	697	215		
	単独	1,134	998	1,411		
外来療育	3,008		2,959		2,851	
診察	975		1,210		1,297	
相談・面談	7,161		9,346		9,665	

### <第4期指定管理期間における選定理由（非公募）>

心身障がい児に対する相談・診断，早期療育の本市における中核施設として，療育及び通園事業を実施するだけでなく，市内の他の障がい児施設，幼稚園，保育所に対しても障がい児療育についての指導を行うなど，本市における先駆的・先導的役割を果たしている。幅広い専門的知識・経験を有し，適切な施設運営が可能である法人は，福岡市社会福祉事業団以外にないため。

### <職員配置（30年度）>

区分		職員	嘱託	計	
センター長（医師）		1		1	
次長・課長			1	1	
管理	事務	2		2	
	栄養士		1	1	
	調理師		2	2	
	小計	2	3	5	
相談・訓練	係長	1		1	
	心理判定員	2	3	5	
	相談支援員	3		3	
	ケースワーカー		1	1	
	医師		8	8	
	看護師		2	2	
	保育士	1	1	2	
	理学療法士（PT）	2		2	
	作業療法士（OT）	2		2	
	言語聴覚士（ST）	2		2	
小計	13	15	28		
通園	知的	係長	1	1	
		保育士	7	6	13
	肢体	児童指導員	4		4
		保育士	2	3	5
小計	14	9	23		
合計		30	28	58	

### <運営費収支（こども発達支援課分）>

	29年度
歳出	421,814 千円
歳入	178,365 千円
差引	△ 243,449 千円

### <年度評価結果>

指定管理業務が適切に行われているか，評価を行っている。

（50点満点。A:45点～，B:38～44点，C:30～37点，D:25～29点，E:～24点）

27年度	28年度	29年度
A（46点）	A（48点）	A（49点）

※マイナス評価の理由（28年度）

- ・広報の取組みについて，重要な情報発信媒体であるホームページの更新に遅れが見られたり，内容も古さが目立ち，十分な周知がなされているとは言えない。
- ・経営面での創意工夫について，安定的な経営はなされているが，特記する程の創意工夫は見られない。

### <包括外部監査における監査結果報告（非公募であることについて）>

特別な知識・経験を有する団体による管理運営の要請が高い。医療従事者の継続的雇用をすることから，5年スパンで指定管理者が変更になることは相当ではない。非公募とすることはやむを得ず，相当性が認められる。